

W L B 組 取 企 業 紹 介

有限会社 山崎建築事務所

葛飾区では、平成25年度から区内企業を対象に、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー(社会保険労務士)を無料で派遣する事業を開始しました。制度を利用された、有限会社 山崎建築事務所の山崎社長にお話を伺いました。



ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣に申込みのきっかけは?

信用金庫の方と就業規則改定について話をしていた時、「区が行う補助金や支援制度があるから相談してみても」と教えていただきました。

その時、育児休業取得中の社員が3人おりましたが、育児休業の規程は作っておらず、「そろそろなんとかしなくては」と思っていたところ、アドバイザーしてくれる専門家(社会保険労務士)を派遣してくれる制度があると紹介されたことがきっかけです。

実際にアドバイザー派遣事業を利用してどうでしたか?

実際に支援を依頼した主な内容は、就業規則の改正と育児介護休業規程の作成です。約3ヶ月の間に5日、事務所まで打ち合わせし、その他にもメールでやりとりをしながら、非常にスムーズに進みました。「あんなに一所懸命やってもらっているのかな」と思うくらいいろいろとアドバイスをいただいて、こちらも非常に勉強になりましたし、助かりました。

ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとしたのはなぜですか?

わが社の業務は、建築業界である程度の経験が必要とする仕事です。入社後しばらくは勉強、一人前になり利益を出してくれるまでには3年位かかります。だからこそ教育し、経験を積んだ人材は逃したくありません。そのためには、会社がどのようにすれば社員に働き続けてもらえるかと考えていました。その思いと、ワーク・ライフ・バランスという施策がマッチしていたということです。

また、最近では経験者を採用する事が難しくなっています。育児で一旦辞めた人も子育てが落ち着いてきて、また働きたいという希望があれば、会社としては喜んで復職してもらいたいです。そのための再入社制度も今回策定した一般事業主行動計画(※1)の目標に入れていきます。

※1 一般事業主行動計画

一般事業主行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間 ②目標 ③目標達成のための対策を具体的に盛り込み策定するものです。その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

両立支援のひろば(厚生労働省)

一般事業主行動計画の策定・届出に関する情報や、取組企業の行動計画の検索もできます。

<http://www.youritsutsu.jp/>

ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 山崎建築事務所への支援の内容

- ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発、助言及び法律等の情報提供
- 職場環境整備に向けた提案
- 育児・介護休業法に関する就業規則の作成
- 一般事業主行動計画の策定

葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業

<http://www.city.katsushika.lg.jp/53/201/002463.html>

今後に向けて

私自身もそうですが、社員にも仕事だけではなく、趣味や家事など自分の生活も大切にし、充実させてもらいたいと思っています。いろいろ試行錯誤はありますが、できるだけ社員の希望を聞いて働きやすい環境を作りたいです。

社員が希望を言い、希望にかなう働き方の選択肢があるという社内の雰囲気があるだけでも、社員にとっては安心感が生まれ、長く働き続けることにも繋がっていくと思います。

うちの会社は『人』が一番大切です。だからこそ社員がなるべく長く気持ちよく働けるよう、そして会社が出来る範囲内で社員に満足してもらえるよう、今後もワーク・ライフ・バランスに取り組んでいきたいと思っています。



葛飾区男女平等推進センター

〒124-0012

葛飾区立石5-27-1 ウィメンズバル内

TEL : 03-5698-2211 FAX : 03-5698-2315

開館時間 月～土 午前9時～午後9時30分

日・祝 午前9時～午後5時

休館日 年末年始、館内点検日(月2日程度)

平成26年2月20日 葛飾区総務部人権推進課発行

LooP(ループ)とは「輪」を意味します。企業と区民・区が協働し、働きやすい職場環境をつくるようにとの願いを込めています。(年1回発行)